

第1節 制度の理解促進＜重点施策＞

No.	主な取組	めざす姿	令和3年度		今後の方向性	担当課
			取組実績	実績値		
1	広報・啓発活動の推進（市民向け）	・成年後見制度を正しく理解している人が増えている。	成年後見制度を正しく理解していただくこと、支援を必要とする人に情報を届けることを目的に、ホームページ・広報ひらかた・社協だよりへの掲載、チラシ及びパンフレットの作成・配布、youtubeによる動画配信を行い、広く広報・啓発を行った。	配布部数：チラシ約16,000部 パンフレット約350部  配付先：自治会、市役所来庁者（窓口設置分）、社協来所者等	より効果的な手法を検討・実践し、引き続き、広報・啓発活動に取り組む。	健康福祉政策課、健康福祉総合相談課、障害支援課
2	啓発事業の実施（市民向け）	・支援の必要な人に情報や支援が届いている。	成年後見制度を正しく理解していただくことを目的に、市民を対象とした啓発事業を実施した。  テーマ：成年後見制度を利用するときに後悔しないためにおきたいこと 講師：司法書士会会員 福留芳裕氏 開催日：令和3年10月30日（土）	参加人数：69人	市民のニーズも踏まえながら、より効果的な啓発事業となるよう検討・実施する。	健康福祉政策課、健康福祉総合相談課、障害支援課
3	関係者への情報提供・共有化の推進	・成年後見制度を正しく理解している支援者が増えている。	成年後見制度を正しく理解していただくこと、支援を必要とする人に情報を届けることを目的に、ホームページ・広報ひらかた・社協だよりへの掲載、チラシ及びパンフレットの作成・配布、youtubeによる動画配信を行い、広く広報・啓発を行った。	配布部数：チラシ約2,000部 パンフレット約1,100部  配付先：民生委員・児童委員、地域包括支援センター、障害者相談支援センター、介護支援専門員連絡協議会、高齢者施設、金融機関等	支援関係者との情報交換・共有化を図るためのツールについて検討し、より円滑な情報交換・共有化に取り組む。	健康福祉政策課、健康福祉総合相談課、障害支援課
4	啓発事業の実施（支援関係者向け）	・支援の必要な人に情報や支援が届いている。	成年後見制度を正しく理解していただくことを目的に、地域包括支援センター職員、基幹相談支援センター職員、障害者相談支援センター職員、介護支援専門員を対象とした啓発事業を実施した。  テーマ：支援のツールとして成年後見制度の利用を考えるとき 講師：大阪市立大学大学院講師 鶴浦直子氏 開催日：令和4年2月21日（月）	参加人数：21人	支援関係者のニーズも踏まえながら、より効果的な啓発事業となるよう検討・実施する。	健康福祉政策課、健康福祉総合相談課、障害支援課

節ごとの総括（令和3年度）

第1節は、本計画策定時の課題であった成年後見制度の認知度や理解度の低さ、相談窓口の不明確さ等を改善するため、重点施策に位置付けたことから積極的に取り組み、概ね推進できた。  
特に、ひらかた権利擁護成年後見センターのチラシを自治会単位で回覧した月は、相談件数が大幅に増加したことから、一定の効果があったものとする。市民や支援関係者を対象とした啓発事業では、参加者のアンケート結果を踏まえ、ニーズに応じた内容の啓発事業を実施する必要があると感じた。  
今後も、成年後見制度の理解促進や相談窓口の周知、必要な人に情報を届けることを目的に、より効果的な手法を検討し、取組を進めて行く。

第2節 地域連携ネットワーク構築と中核機関の設置＜重点施策＞

No.	主な取組	めざす姿	令和3年度		今後の方向性	担当課
			取組実績	実績値		
5	ネットワークの構築	制度を必要とする人を利用につなげるネットワークができている。		ネットワーク：構築済	地域連携ネットワークが機能し、適切に権利擁護支援が行えるよう、引き続き、ネットワークの構成団体の新規参画について検討するとともに、年に2回程度協議会を開催し、構成団体間の連携強化・協力体制の充実に取り組む。	健康福祉政策課
6	協議会の組織化及び運営	構成団体が協力、連携し、チーム支援及び地域課題の検討・調整・解決を行うとともに、各団体の取組状況を把握している。		協議会開催回数：1回		
7	チーム支援についての検討及び実施	相談機関及び法律・福祉の専門職等と連携し、本人と後見人を支えるチームへの支援を実施している。	支援関係者や専門職等が協力・連携し、本人及び後見人をチームで支援することを目的に、ひらかた権利擁護成年後見センターにおいて、相談内容やニーズに応じたチーム支援を実践している。また、チーム支援についての検討・共有・振り返りを行う会議体「相談支援部会」の立ち上げに向けて、検討・調整を進め、令和4年3月に相談支援部会（準備会）を開催した。	チーム支援に関わった件数：39件	相談支援部会（準備会）を開催し、チーム支援等について検討を進めるとともに、令和4年度に相談支援部会を立ち上げ、チーム支援の充実に取り組む。 また、令和4年度から、法的課題等を抱えたケースについて、専門職をチームに派遣する事業を新たに実施し、チーム支援の充実・強化を図る。	健康福祉政策課
8	家庭裁判所との情報交換・調整	家庭裁判所と調整の上で適切な制度運用がされている。	中核機関の円滑な運営及び機能の充実、適切な制度運用等を図ることを目的に設置・開催している「ひらかた権利擁護成年後見センター運営委員会」に、オブザーバーとして大阪家庭裁判所に参加いただき、権利擁護支援や成年後見制度利用促進に係る本市の状況や取組について共有するとともに、家庭裁判所の立場から助言をいただいている。	運営委員会開催回数：4回 （準備会含む）	今後も運営委員会等で定期的に家庭裁判所との情報交換・共有を図り、中核機関の円滑な運営や機能の充実、適切な制度運用に取り組む。	健康福祉政策課
9	中核機関の機能についての検討及び設置運営	上記6～8に加え、利用者と本人を支えるチーム支援、協議会の運営及び成年後見等受任者の調整を行っている。	令和3年7月に、中核機関として「ひらかた権利擁護成年後見センター」を、総合福祉会館ラポールひらかた1階に開設した。運営を枚方市社会福祉協議会に委託している。 中核機関の円滑で適正な運営及び機能の充実に目的に、中核機関開設前に運営委員会準備会を開催し、中核機関開設後は、運営委員会を2か月に1回の頻度で3回開催した。	中核機関：設置済 運営委員会開催回数：4回 （準備会含む）	運営委員会や部会等の開催を通じて、課題の検討・解決につなげ、中核機関の円滑な運営及び機能の充実に取り組む。	健康福祉政策課
10	広報事業の実施	市民や事業者等関係者が制度についての関心や理解を深め、利用につながっている。	成年後見制度やひらかた権利擁護成年後見センターについての周知及び理解促進を図ることを目的に、枚方市福祉団体連絡会、枚方市知的ネットワーク連絡会、枚方市障害者事業協会、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、むらの高等支援学校保護者（高等部3年生）、枚方市福祉事務所ケースワーカーを対象に出張研修会を実施した。	開催回数：9回 のべ参加人数：239人	今後もニーズを踏まえた出張研修会を実施し、制度の周知・啓発や理解促進に取り組む。	健康福祉政策課
11	相談事業の実施	制度に関する専門的な相談窓口として、中核機関が機能している。	ひらかた権利擁護成年後見センターにおいて、市民や支援関係者からの相談に対応した。また、法的課題を抱えるなど、専門性の高い相談については、専門職による専門相談で対応した。 専門相談実施日時：毎月第1～3水曜日 13：30～16：30 専門相談員：弁護士、司法書士、社会福祉士	相談対応件数：470件 専門相談対応件数：21件	相談者のニーズに応じた適切な相談対応及び支援を実施できるよう、職員の能力向上に取り組む。	健康福祉政策課

節ごとの総括（令和3年度）

第2節は、権利擁護支援及び成年後見制度利用促進の要となる中核機関の設置・運営や、地域連携ネットワークの構築、チーム支援の実施等、支援を必要とする人を適切な支援につなげるための重要な取組を多く含むため、重点施策に位置付けたことから、積極的に取り組み、概ね推進できた。  
令和3年7月に「ひらかた権利擁護成年後見センター」を開設してから、毎月平均約50件もの相談があり、市民及び支援関係者からの潜在的なニーズの高さを確認できた反面、センター職員の相談対応や支援に係るスキルの向上に取り組む必要があることも認識した。  
地域連携ネットワーク協議会については、令和3年度に立ち上げはできたものの、今後、構成団体との情報共有・交換を密にできるよう手法を検討し、形式的な会議に留まることなく、ネットワークを適正に機能させるために取り組む必要がある。  
今後も、支援を必要とする人を適切な支援につなぐ体制整備及び相談者に寄り添った適正な相談対応・支援ができるよう、各取組の精度の向上に努める。

第3節 成年後見制度利用支援事業（助成制度）の拡大

No.	主な取組	めざす姿	令和3年度		今後の方向性	担当課
			取組実績	実績値		
12	申し立て費用の助成	経済的な理由で、成年後見制度を利用できない人がいなくなる。	令和3年4月に助成制度の対象を、市長申立て以外の低所得者にも拡大した。 障害担当においては、申立て相談を受け、申請手続きを進めている。高齢担当においては、本制度の相談を受けるが、申請には至っていない。	助成件数：障害0件、高齢11件 助成金額：障害0円、高齢58,778円	ニーズの把握に努め、相談から申請手続きまでを円滑に進めるとともに、今後も必要な人が制度を活用できるよう取組を進める。	健康福祉総合相談課、障害支援課
13	後見人等への報酬助成		令和3年4月に助成制度の対象を、市長申立て以外の低所得者にも拡大したことにより、相談及び助成件数が増加した。 障害担当：本人申立て2件、市長申立て3件 高齢担当：本人申立て5件、親族申立て2件、市長申立て3件	助成件数：障害5件、高齢10件 助成金額：障害1,182,342円 高齢1,506,600円		

節ごとの総括（令和3年度）

令和3年度から成年後見制度利用支援事業を拡大し、問い合わせ件数及び申請件数ともに増加している。障害担当においては、実際の利用実績は少ないものの、潜在的なニーズは多くあると認識しており、中心的役割を担う相談窓口として、ひらかた権利擁護成年後見センターができたことで、重複している課題整理や相談のきっかけとなり、今後利用者の増加を見込んでいる。  
高齢担当においては、特に後見人等への報酬助成について、本人・親族申立てにより選任された後見人等からの相談・申請が増加しており、申請件数は増加していくものと考え、今後も、事業の周知を継続して行い、必要な人が事業を活用できるよう取組を進めていく。

第4節 制度の担い手の確保

No.	主な取組	めざす姿	令和3年度		今後の方向性	担当課
			取組実績	実績値		
14	市民後見人の養成・支援	・市民後見人養成バンク登録者が増えている。 ・市民後見人が市及び関係機関の支援の下に、利用者の意思決定と身上保護を重視した後見活動を行っている。	令和2年度に実施した市民後見人養成講座を修了した3人について、令和3年4月1日付でバンク登録を行った。令和3年度に実施している養成講座では、5人が受講中。 また、市民後見人バンク登録者のフォローアップ研修を令和3年9月及び令和4年3月に研修を開催した。 家庭裁判所からの選任により、市民後見人バンク登録者から3人が受任し、ひらかた権利擁護成年後見センター等による支援のもと、被後見人に寄り添った後見活動を行っている。	養成人数：3人（R2受講者） のべ養成人数：23人 バンク登録人数：13人 フォローアップ研修開催回数：2回 受任件数：3件	今後も引き続き、市民後見人の養成に取り組むとともに、受任した市民後見人が、身上保護を重視した後見活動を行えるよう、適切な支援を行う。	健康福祉政策課
15	親族後見人への支援	親族後見人が市及び関係機関の支援の下に、利用者の意思決定と身上保護を重視した後見活動を行っている。	ひらかた権利擁護成年後見センターにおいて、親族後見人からの相談対応を行った。	支援件数：1件	親族後見人に積極的な働きかけができるよう手法を検討し、親族後見人支援に取り組む。	健康福祉政策課
16	法人後見への支援	・後見活動を行う法人が増えている。 ・法人が市及び関係機関の支援の下に、利用者の意思決定と身上保護を重視した後見活動を行っている。	ひらかた権利擁護成年後見センターにおいて、法人や事業所からの法人後見に関する相談はなかった。	支援件数：実績なし	制度の担い手の確保に向けて、後見活動を担う法人の増加につながるような手法を検討し、担い手の確保や法人支援に取り組む。	健康福祉政策課
17	後見人としての能力の向上に係る取組の実施	後見人の権利擁護意識、福祉的視点が醸成され、本人の意思決定支援と身上保護を重視した後見活動を行っている。	後見人の能力の向上につながる事業の実施について検討を行ったが、実施に至らなかった。	取組実績なし	後見人を対象とした事業を検討し、後見人としての能力の向上に取り組む。	健康福祉政策課

節ごとの総括（令和3年度）

市民後見人については、養成をはじめ、フォローアップ研修の実施や新たな受任等、概ね推進できた。特に、市民後見人の受任については、令和2年度までは受任実績がなかったが、令和3年度に3件のケースを受任することができ、コロナ禍で被後見人と会える機会が少ない中において、市民後見人が本人に寄り添った支援ができるよう、ひらかた権利擁護成年後見センターにおいて丁寧な活動支援を実践できた。  
親族後見人や法人後見への支援、後見人としての能力向上に係る取組については、重点施策など他の取組を優先して実施したことから、積極的な推進ができなかったため、今後、検討・調整を進め、段階的に取組を進めて行く。